

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県土づくり本部農山漁村課

条例・規則名	佐賀県漁港管理条例	条例等の番号	昭和48年条例第16号
不利益処分の種類	危険物等についての停係泊の指示	根拠条項	第5条第1項
処 分 基 準	<p>1 漁港区域内の安全性及び船舶の停係泊を考慮し、支障のない場所であること</p> <p>2 住宅等に近接していないこと</p> <p>3 漁獲物の陸揚等を行う場所でないこと</p> <p>4 港内の衛生上支障のない場所であること</p> <p>以上の場合において、社会・経済活動に与える影響も考慮して、処分を行うか否かを判断する。</p>		
	対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関 農林事務所
			目次 NO 1